

任期満了に伴う 第25回 参議院議員通常選挙が

執行されます

問合先 選挙管理委員会事務局

参議院には、衆議院のように解散がありませんので、任期満了(6年)により選挙が行われませんが、3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められているため、3年に一度、定数の半分を選ぶための選挙が行われます。

投票方法

● 選挙区選挙の投票...

候補者名を記入

● 比例代表選挙の投票...

候補者名または政党名を記入

■ 投票日

新聞やテレビなどの報道に注意してください。

※詳細が決まりましたら、投票所入場整理券や市のホームページ、防災行政無線などでご案内します。

時間 午前7時〜午後8時

■ 開票

投票日に即日開票

時間 午後9時(予定)
場所 J・COM末広体育館(市民総合体育館) 大体育室(予定)

■ 投票区の区域および投票所

「表1」投票区の区域および投票所一覧表をご覧ください。

■ 投票所入場整理券

投票所への入場整理券は、公示

(表1) 投票区の区域および投票所一覧表

投票区	投票所	区 域
1	新家町会館	新家町、南長坂町、見出住宅
2	市立北部市民交流センター本館・北部公民館	鶴原東町、下瓦屋南町
3	鶴原町会館	鶴原町、鶴原中央住宅
4	下瓦屋長生会館	下瓦屋町、住吉町
5	中庄町内会館	中庄町
6	湊町会館	湊町
7	旭町会館	旭町
8	新町長生会館	新町、新浜町
9	春日町会館	春日町、大宮町
10	市場町会館	市場町(市場東・市場西・市場南)、中町
11	市立第二小学校体育館	高松東町、高松西町、高松南町、高松北町
12	市立第一小学校体育館	元町、野出町、西本町
13	大西町会館	若宮町、大西町
14	親子教室(旧つばさ幼稚園)	松原町、羽倉崎町、りんくう往来(北・南)、泉州空港北
15	市立日根野中学校武道場(体育館)	日根野(東上・久ノ木・中筋・西出・野口・西上・新道出)
16	野々地蔵老人クラブ常設集会所	日根野(野々地蔵)、依屋
17	長滝町会館	長滝(東の番・西の番・中の番)、長滝第一住宅
18	長滝住宅集会所	長滝住宅
19	上町長生会館	上町
20	市立上之郷小学校多目的室	上之郷(母山・机场・女形・上村・中村・下村・郷田)
21	安松町内会館	安松町
22	南中岡本町会館	岡本町
23	榎井東町会館	榎井東町
24	市立南部市民交流センター本館	榎井西町
25	土丸町会館	土丸
26	市立大木小学校 会議室(1)	大木
27	羽倉崎住宅中央集会所	東羽倉崎町、新安松町、羽倉崎上町
28	府営泉佐野佐野台住宅集会所	佐野台町、東佐野台町、西佐野台町、南泉ヶ丘町
29	貝田町会館	貝田町、鶴原北住宅
30	上瓦屋長生会館	上瓦屋町
31	本町長生会館	本町、栄町
32	葵町会館	葵町、幸町
33	泉ヶ丘町会館	泉ヶ丘町、新泉ヶ丘町
34	笠松町会館	笠松町
35	市立新池中学校被服室	泉陽ヶ丘、松風台

投票所の地図は、投票所入場整理券に記載しています。わからない時は、選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。
※「区域」とは行政区域のことであり、必ずしも町会名などとは一致しませんので、ご注意ください。

後、世帯ごとに封書で送付します。封書には、世帯全員分を同封しています。もし、届かなかつたり、紛失したりした場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所受付へ申し出てください。ただし、入場整理券が届いても、投票日当日に選挙権のない人は、投票できません。



また、入場整理券を本人以外の方が使用すると罰せられるので、注意してください。
なお、投票所では本人確認のために「住所」「氏名」「生年月日」などをお尋ねすることがありますので、ご了承ください。

■ 期日前投票および不在者投票
〔期日前投票所・期間〕
● 市役所3階301会議室:
公示日翌日〜投票日前日の土曜日
● 泉佐野駅前日前提票所:
投票日前週の月曜日〜
投票日前日の土曜日
※場所は下記の地図を参照してください。駐車場・駐輪場はありません。
時間 午前8時30分〜午後8時(不在者投票施設・病院などで行う場合は午後5時まで)



▲泉佐野駅前日前提票所

【期日前投票】

投票日に、仕事や用事、旅行など（期日前投票事由に該当する場合）で投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票ができません。期日前投票所（前述2カ所）へ投票所入場整理券を持参（未着の場合口はなくても可）し、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入して提出してください。印鑑は不要です。

※期日前投票を行うおとする日にまだ選挙権を有しない人（例えば、投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日にはまだ18歳に到達していない人）は、期日前投票ができません。これらの人は、例外的に従来の不在者投票制度で投票することになります。詳しくは問い合わせてください。

【不在者投票】

●指定施設などにおける不在者投票
不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームなど入院・入所している人で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その施設などで投票することができます。それぞれの施設の事務所などに、投票したい旨を申し出てください。

●滞在地における不在者投票

出張や旅行などで遠隔地に滞在しているため、投票日当日に本市で投票できない人は、本市の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄の選挙管理委員会へ投票する一滞在地にお

ける不在者投票」ができます。

手続きの流れ

①最寄の選挙管理委員会へ「宣誓書・請求書」をもらう

※本市選挙のホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/）からダウンロードもできます。

②必要事項を記入して本市選挙管理委員会へ送付する

③投票用紙などが届く

④最寄の選挙管理委員会で投票する

※自宅など、選挙管理委員会以外の場所では投票できませんので注意してください。

●郵便等による不在者投票（郵便等投票）

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、重度の障害のある人、介護保険で要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等（自宅）で投票する「郵便等投票」ができます。詳しくは、「表2」郵便等による不在者投票ができる人」をご覧ください。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、選挙管理委員会事務局に申請をして交付を受けてください。また、すでに交付を受けている人も、有効期限が過ぎている場合は早めに更新手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前までです。

なお、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度）は、代理記載による投票もできます。詳しくは、「表3」代理記載で投票ができる人」をご覧ください。

■選挙公報の発行

選挙公報は、各候補者の政治信条などが簡単にまとめられており、有権者が候補者を選ぶときの大きなよりどころになります。投票日の前々日までに届いていない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

■障害のある人のための制度

●手話通訳者の派遣

投票日当日、聴覚または言語障害などにより言葉によるコミュニケーションが困難な人は、手話通訳者を派遣します。希望者は投票日の1週間前までに選挙管理委員会事務局へFAX（Fax 4633・1100）または直接申込をしてください。期間を過ぎて申込をした場合は、派遣できないこともありますので、ご了承ください。

●係員がお手伝い

投票所は既存の施設を使用するため、バリアフリーになっていない施設もあります。スロープを設置するなど改善できる施設については適宜改善を行っています。また改善ができていない投票所については、係員

（表2）郵便等による不在者投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

（表3）代理記載で投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度（上肢または視覚）
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

詳しくは、選挙管理委員会事務局のホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/）をご覧ください。

いずみさの選管

検索

投・開票速報

投・開票速報は、選挙管理委員会事務局のホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/senkyo/）でお知らせする予定です。また、開票速報はJ:COM末広体育館（市民総合体育館）2階入口（予定）に掲示します。



る候補者名を書き、もう1人が立ち会います。なお、誰に投票したのかという秘密は厳守されます。